

開発行為許可等申請手数料 (R8. 4. 1～)

手数料条例第2条 該当項目	手数料の名称	手数料の額 (円)			
		開発区域の面積 (ha)	自己居住用	自己業務用	非自己用
第3項 第1号	都計法第29条第1項 又は第2項の開発 行為許可申請手数料	0.1未満	9,600	16,100	98,900
		0.1～0.3	26,000	34,000	154,000
		0.3～0.6	49,400	73,900	218,000
		0.6～1.0	98,900	140,000	300,000
		1.0～3.0	148,000	227,000	451,000
		3.0～6.0	195,000	307,000	580,000
		6.0～10.0	250,000	393,000	749,000
		10.0以上	341,000	550,000	988,000
第3項 第2号	都計法第35条の2 第1項の開発行為 変更許可申請手数料	申請1件につき次のイからハまでの額を合算した額（その額が988,000円を超えるときは988,000円）			
		イ	開発行為に関する設計の変更（ロのみに該当する場合を除く）については、開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額		
		ロ	新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前各号に規定する額		
		ハ	その他の変更		
第3項 第3号	都計法第41条第2項 ただし書の建築許可 申請手数料				53,500
第3項 第4号	都計法第42条第1項 ただし書の建築許可 申請手数料				30,100
第3項 第5号	都計法第45条の開発 許可を受けた地位の 承継承認申請手数料	自己居住用			1,960
		自己業務用（1ha未満）			1,960
		自己業務用（1ha以上）			2,850
		非自己用			18,100